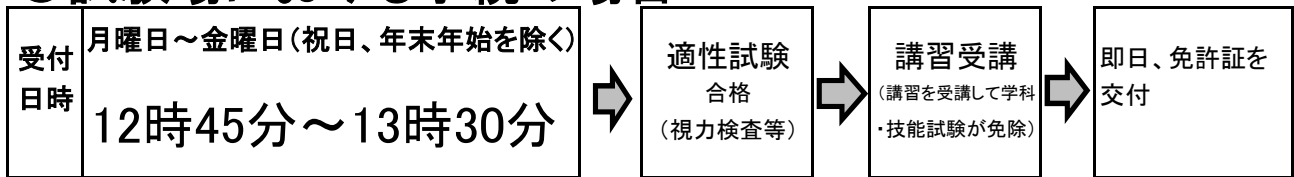


失効再取得の申請手続き

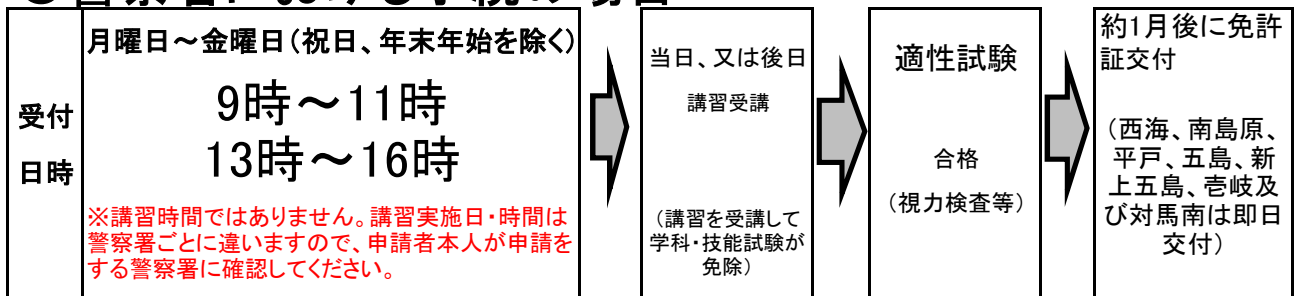
R4年11月1日～

- 免許期限切れ後、6か月以内(うっかり失効、理由ある失効)の方
- 免許期限切れ後、理由があり3年以内、かつ、理由がやんで1か月以内の方(免許更新できなかった理由の証明書類が別途必要です。)

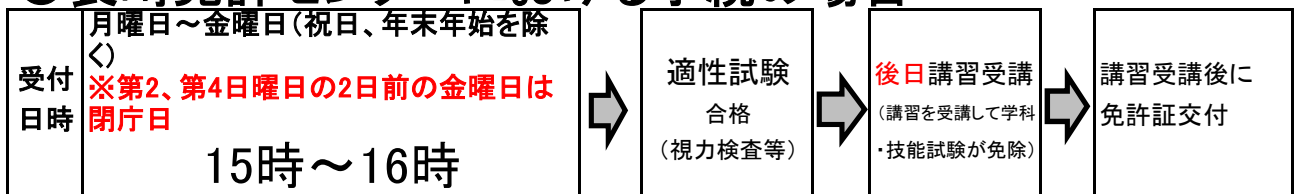
●試験場における手続の場合



●警察署における手続の場合



●長崎免許センターにおける手続の場合



【注意事項】

- ・新しい免許証を受け取るまでは運転できません。(無免許運転となります)。
- ・理由があっても失効して3年を過ぎると試験免除の適用を受けることはできません。(※ただし、平成13年6月19日以前に失効理由を生じた場合で、理由が止んで1か月以内の申請で学科試験を受ける場合(技能試験免除)を除く。)
- ・適性試験(視力検査)や申請書類確認等に時間を要しますので、時間に余裕を持ってお越しください。
- ・長崎免許センターで手続の場合は、初日に講習区分の照会を行い、後日講習受講後に免許証の交付になります。